

## 防災管理資格が必要な建物

防火管理者の選任を必要とする建物で、次に掲げるものです。

### 対象用途

共同住宅等（(5)項口）、格納庫（(13)項口）、倉庫（(14)項）以外のすべての用途

### 規模

#### ◎建物の用途が単一の場合

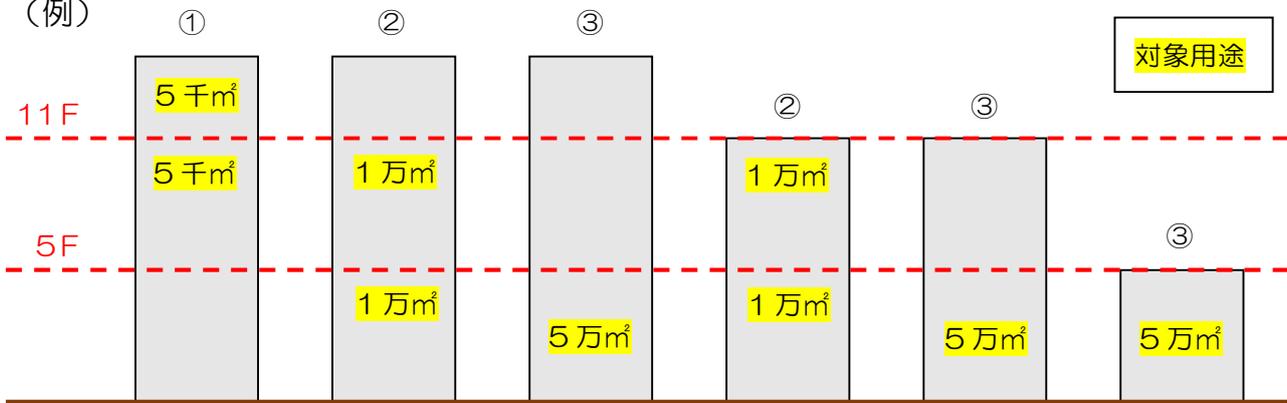
- ① 地階を除く階数が11以上の建物で、延べ面積が1万㎡以上のもの
- ② 地階を除く階数が5以上10以下の建物で、延べ面積が2万㎡以上のもの
- ③ 地階を除く階数が4以下の建物で、延べ面積が5万㎡以上のもの

#### ◎複数の用途が複合して存する建物の場合

- ① 対象用途に供される部分の全部又は一部が11階以上の階に存する建物で、建物全体における対象用途部分の床面積の合計が1万㎡以上のもの
- ② 対象用途に供される部分の全部又は一部が11階以上の階には存せず、かつ、対象用途部分の全部又は一部が5階以上10階以下の階に存する建物で、建物全体における対象用途部分の床面積の合計が2万㎡以上のもの
- ③ 対象用途に供される部分の全部が4階以下に存する建物で、建物全体における対象用途部分の床面積の合計が5万㎡以上のもの

※ 上記に該当する場合には、建物内のすべてのテナント等において防災管理資格が必要です。

(例)



※ 地下街（(16の2)項）については上記に関わらず、延べ面積が1,000㎡以上のものが対象となります。